

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 27 日

東京地方裁判所民事第 21 部

裁判所書記官 福 井 琢 眞

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 11 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 11 月 18 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 25 日 午前 9 時 30 分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 3 日 午前 11 時 00 分 場 所 東京地方裁判所民事第 21 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 11 月 26 日 午前 9 時 20 分から 令和 8 年 11 月 30 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 27 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～4	38,880,000 31,104,000	一括	7,776,000	61,619	13,204
1	4,160,000				
2	5,280,000				
3	530,000				
4	28,910,000				
			</		



物 件 目 録

1 所 在 北区東田端二丁目
地 番 9番3
地 目 宅地
地 積 23.38平方メートル

所有者 A

2 所 在 北区東田端二丁目
地 番 9番30
地 目 宅地
地 積 29.69平方メートル

所有者 A

3 所 在 北区東田端二丁目
地 番 9番2
地 目 宅地
地 積 29.43平方メートル

(現況)

地 目 公衆用道路

共有者 A 持分151340分の37835

4 所 在 北区東田端二丁目9番地3、9番地30
家屋 番号 9番3の4
種 類 居宅・車庫



物 件 目 録

構 造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建		
床 面 積	1階	42.05	平方メートル
	2階	42.05	平方メートル

所有者 A



物 件 明 細 書

令和 8年10月 6日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 福 井 琢 眞

1 不動産の表示

【物件番号1～4】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～4】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号4】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムのお知らせメニューにも登載されています。

物 件 目 録

1 所 在 北区東田端二丁目
地 番 9番3
地 目 宅地
地 積 23.38平方メートル
所有者 A

2 所 在 北区東田端二丁目
地 番 9番30
地 目 宅地
地 積 29.69平方メートル
所有者 A

3 所 在 北区東田端二丁目
地 番 9番2
地 目 宅地
地 積 29.43平方メートル

(現況)

地 目 公衆用道路

共有者 A 持分151340分の37835

4 所 在 北区東田端二丁目9番地3、9番地30
家屋 番号 9番3の4
種 類 居宅・車庫



物 件 目 録

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積	1 階	42.05 平方メートル
	2 階	42.05 平方メートル

所有者 A



令和8年（ケ）第177号
令和8年8月7日受理
令和8年9月2日提出
（評価人 神川 清）

現況調査報告書

東京地方裁判所
執行官 白石 圭

物 件 目 録

1 所 在 北区東田端二丁目
地 番 9番3
地 目 宅地
地 積 23.38平方メートル

所有者 A

2 所 在 北区東田端二丁目
地 番 9番30
地 目 宅地
地 積 29.69平方メートル

所有者 A

3 所 在 北区東田端二丁目
地 番 9番2
地 目 宅地
地 積 29.43平方メートル

共有者 A 持分151340分の37835

4 所 在 北区東田端二丁目9番地3、9番地30
家屋 番号 9番3の4
種 類 居宅・車庫
構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 42.05平方メートル
2階 42.05平方メートル

物 件 目 録

所有者 A



22

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	東京都北区東田端二丁目9番2号 スズゴビル		
土地	物件1、2、3		
現況地目	■宅地(物件1、2) ■公衆用道路(物件3)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者() 上記の者が物件1及び2の土地上に下記建物を所有し、占有している。物件3は公衆用道路に供されている。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	なお、物件1及び2の土地は西側で建築基準法上の道路(区道)に接面している。		
建物	物件4		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある — 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅(非居住)・車庫として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ 地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 ☐ ある ☐ 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

執行官の意見

1. 本件土地建物の位置関係、形状等は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
2. 物件1及び2の土地は、物件4（本件建物）の敷地として利用されていた。そして、物件3の土地は公衆用道路に供されていた。なお、本件建物の北側は地番9番4の土地にわずかに越境している可能性がある。
3. 本件建物の占有関係は、次のとおりである。
 - ① 本件建物は1階部分が車庫で、2階部分は居宅となっている。そして、1階の車庫は北側と南側に2つ存在している。
 - ② 北側の車庫は技術者にシャッターを解錠させて中に入ることはできたが、車庫内には大量のタイヤや動産類が積み上げられており、ひとたび崩れれば下敷きとなる事故にもつながりかねなかったため、十分な確認をすることができなかった（なお、建物裏の壁の状況から、向かって右奥にトイレ等の小部屋が存在している可能性もあったが、確認することができなかった。）。そして、上記自動車のナンバーや型式等についても、周囲にある上記動産類等が妨げとなって確認できなかった。同車庫に向かって右外側には電気メーターと郵便受けが設置されていたが、電力の供給は停止されており、郵便受け内には何も入っていなかった。車庫内の状況やシャッターの開閉の固さから長期間出入りがないように思われた。
 - ③ 南側の車庫には電動シャッターが備えつけられていたが、電力の供給が停止されていた。そこで、同シャッターに向かって左上部のクラッチ解放用の鍵を技術者に解錠させて開けようとしたところ、大人二人の力でも15センチメートル程度しか開けることができなかった。その隙間からカメラを差し入れて撮影を試みたところ、写真にはカバーに包まれた自動車らしき物と動産類が写っていた（なお、ジャッキで開けることも検討したが、破損等により故障する可能性もあったため、調査はこれ以上続行不可能であると判断した。）。電力の供給がない上、クラッチ解放をしても開閉が異常に固くなっている状況から、長期間使用されていないように思われた。
 - ④ 2階の居宅部分には南東側にある鍵付き手動シャッターを開けて階段を上がった先の入口扉から入ることができる。水道（メーターなし）・ガス・電気はいずれも供給が停止されており、同シャッター付近にある郵便受けには表示がなく、投函口がガムテープで塞がれていた。同シャッターは施錠されていたため技術者に解錠させて入ろうとしたところ、所有者A宛の葉書が挟み込まれていた。そして、階段を上がった入口扉も施錠されていたため技術者に解錠させて入ったところ、室内には家具・寝具・日常生活用品等が大量に残置されていたが生活感はなく、長期間出入りがない状況のように思われた（なお、室内で唯一名前が記載されている物で薬袋（A宛）を発見できたが、平成21年3月調剤のものであった。）。
4. 本件建物の占有関係は、上記現場の状況等から、本報告書の3枚目に記載のとおり、Aが本件建物を居宅・車庫として使用しているものと認定した。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年8月7日 10:20-10:42	物件所在地	☒ 物件確認 ☒ 物件調査 ☒ 占有調査 ☒ 写真撮影 ☐ 図面作成 ☐ 評価人同行 ☐ 居住者から聴取 ☒ 占有者に対する臨場日時通知書・照会書差置
令和8年8月26日 11:55-13:14	物件所在地	☒ 物件確認 ☒ 物件調査（立入調査） ☒ 占有調査 ☒ 写真撮影 ☒ 図面作成 ☒ 評価人同行

(特記事項)

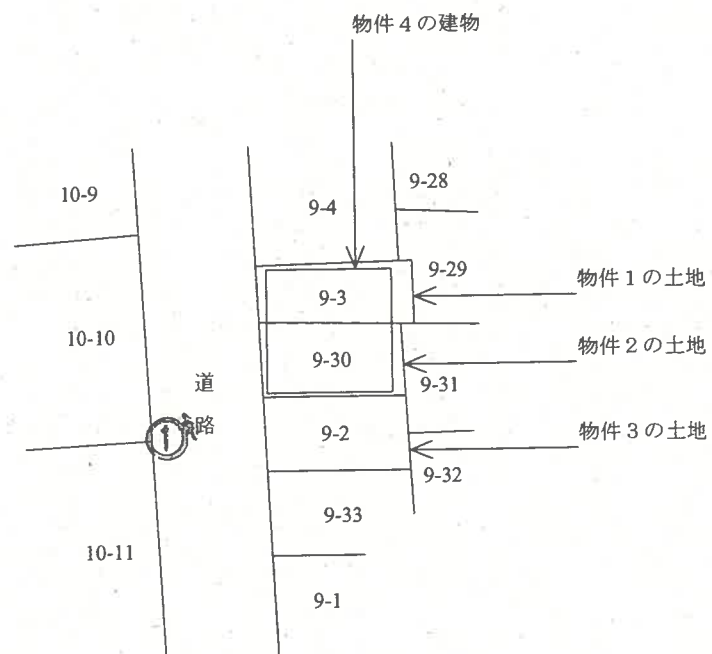
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行させて臨場した。

☒ 令和8年8月26日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Bを立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

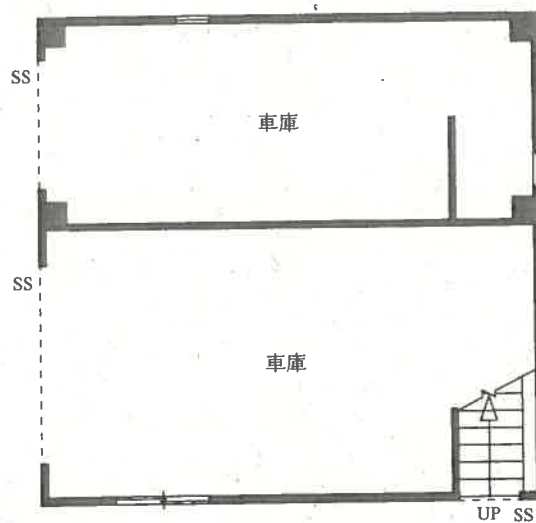
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(写真3葉添付)

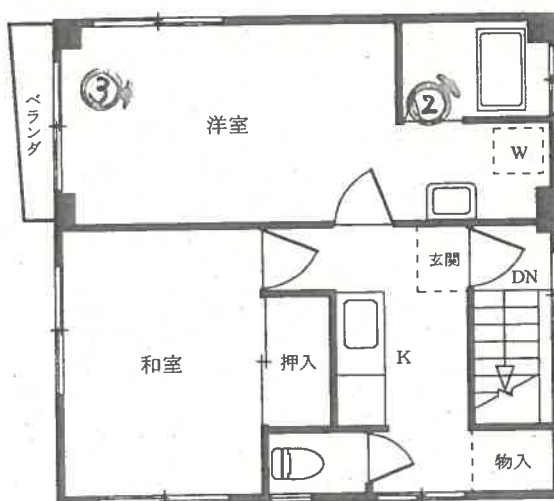
(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)



←○: 写真撮影位置と方向



1 階



2 階

←○: 写真撮影位置と方向

01



02



03



令和8年（ケ）第177号
令和8年8月26日現地調査
令和8年9月24日評価

東京地方裁判所 御中

評価書

評価人 神 川 清

第 1 評価額

一括価額 (合計)	
金 38,880,000円	
内訳価格	
物件 1 (土地)	金 4,160,000円
物件 2 (土地)	金 5,280,000円
物件 3 (土地)	金 530,000円
物件 4 (建物)	金 28,910,000円

- 1 一括価格は、物件 1 から 4 の各不動産について、一括売却（民事執行法 61 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件 1 及び 2 の内訳価格は物件 4 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 4 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第 2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		
2	次頁物件目録記載のとおり		
3	次頁物件目録記載のとおり		地目：公衆用道路
4	次頁物件目録記載のとおり		住居表示：北区東田端2-9-2 スズゴビル
番号	特 記 事 項		
	なし		

* 現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

1 所 在 北区東田端二丁目
地 番 9 番 3
地 目 宅地
地 積 23.38 平方メートル

所有者 A

2 所 在 北区東田端二丁目
地 番 9 番 30
地 目 宅地
地 積 29.69 平方メートル

所有者 A

3 所 在 北区東田端二丁目
地 番 9 番 2
地 目 宅地
地 積 29.43 平方メートル

共有者 A 持分 151340 分の 37835

4 所 在 北区東田端二丁目 9 番地 3、9 番地 30
家屋 番号 9 番 3 の 4
種 類 居宅・車庫
構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床 面 積 1 階 42.05 平方メートル
2 階 42.05 平方メートル

物 件 目 録

所有者 A

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

(物件1、2の一体地)

位 置 ・ 交 通	J R 京浜東北線・山手線「田端」駅北方約420m(徒歩約6分) (距離は道路距離、附属資料「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	中小ビル、マンション、事業所等が混在する地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 近隣商業地域 80% 300% 準防火地域 第3種高度地区
画 地 条 件	地 形 間 口 奥 行 地 勢 そ の 他	積 状 53.07㎡(登記地積) ほぼ長方形 約6.7m 約7.3～8m 平坦 2つの筆の組み合わせのため奥行に差がある。
接面道路の状況等	西側：幅員約6m舗装区道（建築基準法42条1項1号） 南側：幅員約4m舗装私道（建築基準法外、物件3） 上記に等高に接する角地である。	
土地の利用状況等	物件4の建物の敷地として利用されている。 建物の配置は附属資料建物図面・各階平面図写のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あり あり あり
	※供給処理施設における「あり」とは、前面道路に該当施設の本管（以下、施設管）が通っていることをいう。「なし」とは、同様に、施設管が通っていないことをいう。 「不明」とは、前面道路に施設管が通っているか否かが確認できない場合をいう。	
特 記 事 項	・区のハザードマップによると洪水及び内水氾濫の浸水予想区域にある。 ・区役所で調べたところ環境確保条例による工場・指定作業所の届出はなかった。しかし過去住宅地図を見ると建物の南側部分に「南海クリー	

ニング」の記載があった。

このため、土壤汚染対策法に定める指定調査機関であるランドソリューション株式会社に地歴調査を依頼したところ、昭和48年から昭和58年ごろ、「南海ランドリー」「南海クリーニング」が立地しており、特定有害物質の使用・貯蔵・埋設等が懸念されるため、それに起因する土壤汚染の可能性を否定できないとの見解であり、結果として目的土地は土壤汚染リスクが高く、土壤汚染状況調査を実施することが望ましいとの回答を得た。しかし関係者の同意を得られず実施できなかった。

もし汚染が存在し、対策として掘削除去を採用した場合、その費用負担を、11ページ2②ウ占有減価修正前の価格の総額の2%相当と査定して、市場性修正で減価した。但し、実際に調査した場合には、汚染がないことも、あるいは想定以上の対策費用を要する可能性もあり得る。

(物件3)

画 地 条 件	地 積 形 状 間 口 × 奥 行 地 勢	29.43㎡（登記記録、持分151340分の37835） ほぼ長方形 約4m×約7.4m 平坦
接面道路の状況等	西側で幅員約6mの舗装区道（建築基準法42条1項1号）に等高に接している。	
土地の利用状況等	隣接する各土地の出入りのための私道として利用されている。	
特 記 事 項	目的物件は、東側の2軒の隣家の建築計画概要書によると、かつてはそれぞれの路地状敷地の路地部分として扱われていた。	

2 建物の概況及び利用状況（物件4）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建 築 年 月 日	昭和60年8月29日新築 平成9年4月日不詳増築
	経 過 年 数	約41年
	経済的残存耐用年数	経済的耐用期間を超過した。
仕 様	構 造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
	外 壁	タイル貼り等
	内 壁	ALC板、ビニールクロス等
	天 井	化粧石膏板、ビニールクロス、敷目板等
	床	フローリング、畳、土間等
	設 備	キッチン、浴室、トイレ、押入、収納。
	そ の 他	1階は道路に面してシャッターあり。
床面積（登記）	1階42.05㎡、2階42.05㎡、延べ84.10㎡。建物の南側の1階17.75㎡、2階17.75㎡は平成9年4月に増築されたものである。	
現 況 用 途 等	現況用途	居宅、車庫
	間 取 り	1階は車庫2区画。北側区画には入口付近までしか立ち入れなかったもので未確認だが、トイレがある可能性がある。南側区画はシャッターがわずかしかがあがらず立ち入れなかった。 2階は居宅で2K。
品 等	建築当時においては標準的な仕様であったと推察されるが、その後の経年及び設備・内装等の仕様水準の向上により、現在からみれば設備・内装等の仕様は簡素であり、見劣りする。	
保守管理の状態	概ね普通。階段周りの壁の塗装には亀裂が見られる。	
建物の利用状況	建物所有者が住居（非居住）、車庫として使用している。北側車庫には自動車と大量のタイヤ等が置かれ、南側車庫には、自動車用ボディカバーが掛けられているため確認できないが、自動車らしきものが置かれている。	
特 記 事 項	・ 建物の北西角の道路際部分のごくわずかだが北側隣地に越境しているように見える。 ・ 新築部分は完了検査を受けていない。 ・ 増築部分は建築確認申請をしていない。 ・ 建築年代から見て、使用資材がアスベストを含有する可能性がある。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1、2、3（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更 地 価 格		地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分割合 オ	建 付 地 価 格 (円) カ
	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ				
1	919,000	× 1.04	× 23.38	× 0.95		= 21,230,000
2		× 1.04	× 29.69	× 0.95		= 26,960,000
3		× 0.10	× 29.43		× $\frac{37835}{151340}$	= 680,000

総額(円)については、万円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心にその他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。

標準画地は、近隣地域において、土地の概況（道路方位北、間口、奥行、規模等）が標準的な中間画地を想定している。

公示地 北-15

$$\begin{aligned}
 & \text{(公示価格等)} \quad \text{(時点修正)} \quad \text{(標準化補正)} \quad \text{(地域格差)} \quad \text{(規準価格)} \\
 & 762,000 \text{円/㎡} \times 110.9/100 \times 100/101 \times 100/91 = 919,000 \text{円/㎡} \\
 & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{aligned}$$

時 点 修 正：令和8年1月1日から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：公示地等は道路方位が北東なので補正した。

地 域 格 差：公示地等の地域は目的物件の地域と比べ、環境条件と交通接近条件が劣ると判断した。

イ 個 別 格 差：道路方位が西であること、角地であることを増加要因と判断した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件 4（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物価格 (円) エ
4	288,000	× 84.10	× 0.03	= 730,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 延床面積：登記数量による。

ウ 現価率：経過年数約41年であり、当初の建物は経済的耐用年数を超過しているとともに、増築部分も2階居室部分は一体利用されており分割は不合理であるだけでなく、増築後29年を経過していることから、現価率に差を設けないこととした。よって観察により、まだ使用可能であること、新築部分、増築部分とも完了検査を受けていないこと等を考慮し、現価率を3%とした。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合(注) イ		土地利用権等価格(円) ウ
1	21,230,000	× 0.75	法定地上権	= 15,920,000
2	26,960,000	× 0.75	法定地上権	= 20,220,000

(注) 売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質、地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権等価 格の控除及び加 算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円)
1	(21,230,000 - 15,920,000)			×0.98	×0.80	= 4,160,000
2	(26,960,000 - 20,220,000)			×0.98	×0.80	= 5,280,000
3	680,000			×0.98	×0.80	= 530,000
4	(730,000 + 36,140,000)		×1.00	×0.98	×0.80	= 28,910,000
一括価格 (合計)						38,880,000

ア 基礎となる価格：前記1①カ、②エ

イ 土地利用権等価格：前記2①ウ

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正：土壌汚染がある場合の対策費用を考慮した。

オ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行った。

第6 参考価格資料

地価公示価格（北－15）

所 在：北区田端新町2丁目33番1、「田端新町2－16－7」

価 格：762,000円／㎡

位 置：「田端」駅630m

価 格 時 点：令和8年1月1日

地 積：146㎡

供給処理施設：水道、ガス、下水

接 面 街 路：北東6m区道

用途指定等：準工業地域（建ぺい率60%、容積率300%）、市街化区域、準防火地域

地域の概要：小工場、一般住宅等が混在する既成住宅地域

第7 附属資料

位置図

公図写

建物図面・各階平面図写

以上

令和8年9月24日

評価人 不動産鑑定士

神 川 清

位置図





登記年月日：平成20年8月15日

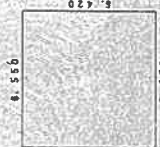
各階平面図

建物図面

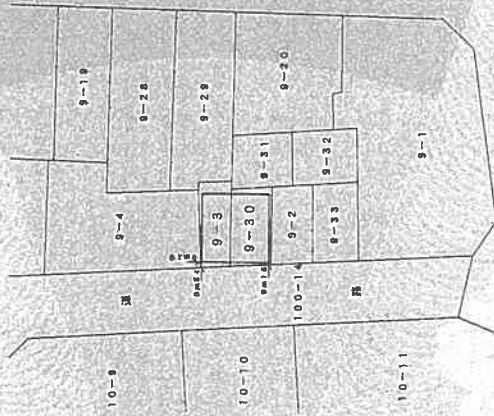
家屋番号	9番3の4
建物の所在	北区東田端二丁目9番地3、9番地30



1階、2階（各階同型）



求積表
6.420 × 6.550 = 42.051000
床面積 42.05㎡



平成20年八月十五日登記

66487

作成者	申請人	縮尺	1/500
年 8 月 / 2 日 (作成)			